1 介護報酬に係る費用

2級地 10.72 円

※本事業所は、算定項目に☑のある項目について該当した場合に料金が発生します。

	業所は、算定項目に☑のある項目について該当 	した物口に	付並が先土(J & 9 o		
算定項目	認知症対応型共同生活介護費(1日につき)	単位数	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)	
- 摂日	イ 認知症対応型共同生活介護費		(- 17)	(-47)	(- 8//	
	(1)認知症対応型共同生活介護費(1)					(1ユニット)
	(一) 要介護 1	765	24,603	49,205	73,808	※利用者負担額は月額(30日)で算出 【計算方法】
	(二) 要介護 2	801	25,761	51,521	77,281	単位数×30日×10.72 (地域単価)
	三) 要介護 3	824	26,500	53,000	79,500	=月額報酬額
	四 要介護 4	841	27,047	54,093	81,140	月額報酬額-(月額報酬額×負担割合※4)
	(五) 要介護 5	859	27,626	55,251	82,877	=利用者負担額 (2 ユニット以上)
	(2)認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)※5					(2 ユー) 「 以上)
	(一) 要介護 1	753	24,217	48,433	72,650	本代 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大
V	二) 要介護 2	788	25,342	50,684	76,026	単位数×30日×10.72(地域単価)
	三 要介護 3	812	26,114	52,228	78,342	=月額報酬額
	(四) 要介護 4(五) 要介護 5	828 845	26,629 27,176	53,257 54,351	79,886 81,526	月額報酬額- (月額報酬額×負担割合※4) =利用者負担額
	口 短期利用認知症対応型共同生活介護費	043	21,110	54,551	01,320	一利用有其担観
	(1)短期利用認知症対応型共同生活介護費(I)					(1ユニット)
	(一) 要介護 1	793	850	1,700	2,550	
	二)要介護 2	829	889	1,778	2,666	
	(三) 要介護 3(四) 要介護 4	854 870	916 933	1,831 1,866	2,747 2,798	
	(四) 安介護 4 (五) 要介護 5	887	953	1,866	2,798	
	(2)短期利用認知症対応型共同生活介護費(II)※5	001	331	1,302	2,000	(2ユニット以上)
	(一) 要介護 1	781	838	1,675	2,512	
V	二) 要介護 2	817	876	1,752	2,628	
	(三) 要介護 3	841	902	1,803	2,705	
	(四) 要介護 4(五) 要介護 5	858 874	920 937	1,840 1.874	2,760 2,811	
	加算項目	014	331	1,074	2,011	
	注 6 夜間支援体制加算					1日につき
	(1) 夜間支援体制加算(1)	50	54	108	161	
	(2)夜間支援体制加算(Ⅱ)	25	27	54	81	入居日から起算して7日を限度として1日につき
	注7 認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	215	429	644	(口を算定する場合のみ)
	注8 若年性認知症利用者受入加算	120	129	258	386	1日につき
✓	注9 入院時費用	246	264	528	792	1日につき(1月に6日を限度)
	注10 看取り介護加算	72	78	155	232	1日につき(イを算定する場合のみ)
	死亡日以前31日以上45日以下 死亡日以前4日以上30日以下	144	155	309	463	
	死亡日の前日及び前々日	680	729	1,458	2,187	
	死亡日	1,280	1,373	2,745	4,117	
✓	ハー初期加算	30	33	65	97	1日につき(イを算定する場合のみ)
	二 協力医療機関連携加算					
V	(1)協力医療機関が、指定地域密着型サービス					
_	基準第105条第2項第1号及び第2号に規定する	100	108	215	322	1月につき(イを算定する場合のみ)
	要件を満たしている場合					
	(2) (1) 以外の場合	40	43	86	129	1月につき(イを算定する場合のみ)
<u> </u>	ホ 医療連携体制加算 (1) 医療連携体制加算(1) (1)	57	62	123	184	1日につき
	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ) イ (2) 医療連携体制加算(Ⅰ) ロ	47	51	123	184	
✓	(3) 医療連携体制加算(1) ハ	37	40	80	119	
□	(4) 医療連携体制加算(II)	5	6	11	16	
	へ 退居時情報提供加算	250	268	536		1回につき(イを算定する場合のみ。1人につき1回が限度)
	ト 退居時相談援助加算	400	429	858	1,287	1回につき(イを算定する場合のみ。1人につき1回が限度) 1日につき
✓	チ 認知症専門ケア加算(1)認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	4	7	10	1 II II Je
	(1) 認知症専門ケア加算(II)	4	5	9	13	
	リ 認知症チームケア推進加算	·	J			
	(1) 認知症チームケア推進加算(I)	150	161	322		1月につき(イを算定する場合のみ)
✓	(2) 認知症チームケア推進加算(II)	120	129	258	386	1月につき(イを算定する場合のみ)
	ヌ 生活機能向上連携加算 (1) 生活機能向上加算 (1)	100	108	215	300	 初回月のみ
	(1)生活機能向上加算(I) (2)生活機能向上加算(II)	200	215	429		初回月のみ 1月につき(3か月が限度)
✓	ル 栄養管理体制加算	30	33	65		1月につき(3か月が版及)
✓	ヲ 口腔衛生管理体制加算	30	33	65		1月につき(イを算定する場合のみ)
	ワ 口腔・栄養スクリーニング加算	20	22	43		1回につき(イを算定する場合のみ)
✓	力 科学的介護推進体制加算	40	43	86	129	1月につき(イを算定する場合のみ)

3 高齢者施設等感染対策向上加算					1月につき
(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(I)	10	11	22	33	
(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5	6	11	16	
タ 新興感染症等施設療養費(1日につき)	240	258	515	772	1月に1回、連続する5日が限度
レ 生産性向上推進体制加算					1月につき
(1) 生産性向上推進体制加算(I)	100	108	215	322	
(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	11	22	33	
ソ サービス提供体制強化加算					1日につき
(1) サービス提供体制強化加算 (1)	22	24	47	71	
(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	18	20	39	58	
(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	7	13	20	
○ 企業時間が運転差加質(1円につき)	1				
	(介羅姆剛総単位粉 ^{※1} ×11.1%) ^{※2} ×10.72				
介護職員処遇改善加算 (III)	(介護報酬総単位数 ^{*1} ×4.5%) ^{*2} ×10.72				
介護職員等特定処遇改善加算(1)	(介護報酬総単位数 *1 (介護職員処遇改善加算を除く) $\times 3.1\%$) $^{*2} \times 10.72$				
介護職員等特定処遇改善加算(II)	(介護報酬総単位数 $^{ imes 1}$ (介護職員処遇改善加算を除く) $^{ imes 2}$ 3%) $^{ imes 2}$ ×10.72				
	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(I) (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(II) タ 新興感染症等施設療養費(1日につき) レ 生産性向上推進体制加算 (1) 生産性向上推進体制加算(I) (2) 生産性向上推進体制加算(II) ソ サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算(II) (3) サービス提供体制強化加算(III) 介護職員処遇改善加算(I) 介護職員処遇改善加算(II) 介護職員処遇改善加算(II) 介護職員処遇改善加算(III) 介護職員処遇改善加算(III) 介護職員処遇改善加算(III) 介護職員処遇改善加算(III) 介護職員処遇改善加算(III) 介護職員與遇改善加算(III)	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(I) (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(II) 5 タ 新興感染症等施設療養費 (1日につき) 240 レ生産性向上推進体制加算 (1) 生産性向上推進体制加算(I) (2) 生産性向上推進体制加算(I) ソ サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算 (I) サービス提供体制強化加算 (II) (3) サービス提供体制強化加算 (III) (3) サービス提供体制強化加算 (III) 介護職員処遇改善加算(I月につき) 介護職員処遇改善加算 (II) 介護職員処遇改善加算 (II) 介護職員処遇改善加算 (II) 介護職員処遇改善加算 (II) 介護職員処遇改善加算 (II) 介護職員処遇改善加算 (III) (介護報酬総単 介護職員等特定処遇改善加算 (III) (介護報酬総単	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(I) 10 11 (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(II) 5 6 タ 新興感染症等施設療養費(1日につき) 240 258 レ生産性向上推進体制加算(I) 100 108 (2) 生産性向上推進体制加算(II) 10 11 ソ サービス提供体制強化加算(II) 10 11 ソ サービス提供体制強化加算(II) 22 24 (2) サービス提供体制強化加算(II) 18 20 (3) サービス提供体制強化加算(III) 6 7 介護職員処遇改善加算(I 月につき) 7 大護職員処遇改善加算(I 月につき) (介護報酬総単位数*1×1.1:15 介護職員処遇改善加算(III) (介護報酬総単位数*1×4.5% 介護職員処遇改善加算(III) (介護報酬総単位数*1×4.5% 介護職員等特定処遇改善加算(III) (介護報酬総単位数*1×4.5%	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(I) 10 11 22 (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(II) 5 6 11 タ 新興感染症等施設療養費(1日につき) 240 258 515 レ生産性向上推進体制加算 (1) 生産性向上推進体制加算(II) 100 108 215 (2) 生産性向上推進体制加算(II) 10 11 22 ソ サービス提供体制強化加算 (I) サービス提供体制強化加算 (I) 22 24 47 (2) サービス提供体制強化加算 (II) 18 20 39 (3) サービス提供体制強化加算 (III) 18 20 39 (3) サービス提供体制強化加算 (III) 6 7 13 介護職員処遇改善加算 (II) (介護報酬総単位数**1×11.1%) **2×10.72 介護職員処遇改善加算 (II) (介護報酬総単位数**1×4.5%) **2×10.72 介護職員処遇改善加算 (III) (介護報酬総単位数**1×4.5%) **2×10.72 介護職員処遇改善加算 (III) (介護報酬総単位数**1×4.5%) **2×10.72 介護職員等特定処遇改善加算 (II) (介護報酬総単位数**1、4.5%) **2×10.72 介護職員等特定処遇改善加算 (II) (介護報酬総単位数**1、(介護職員処遇改善加算 (II) (介護職員終退位数**1、(介護職員処遇改善加算 (II) (介護職員經過改善加算 (II) (介護職員必遇改善加算 (II) (介護職員処遇改善加算 (II) (介護職員必遇改善加算 (II) (介護職員必遇改善加其 (II) (介護職員必遇改善加其 (II) (介護職員 (II) (介護職員 (II)) (介護職員 (II)) (介護職員 (II) ((1) 高齢者施設等感染対策向上加算(I) 10 11 22 33 (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(II) 5 6 11 16 タ 新興感染症等施設療養費(1日につき) 240 258 515 772 レ生産性向上推進体制加算 100 108 215 322 (2) 生産性向上推進体制加算(II) 100 108 215 322 (2) 生産性向上推進体制加算(II) 10 11 22 33 ソ サービス提供体制強化加算 (II) 22 2 24 47 71 (2) サービス提供体制強化加算 (II) 18 20 39 58 (3) サービス提供体制強化加算 (III) 18 20 39 58 (3) サービス提供体制強化加算 (III) 6 7 13 20 介護職員処遇改善加算(I 月につき) 介護職員処遇改善加算(II) (介護報酬総単位数*1×11.1%) *2×10.72 介護職員処遇改善加算(III) (介護報酬総単位数*1×4.5%) *2×10.72 介護職員処遇改善加算(III) (介護報酬総単位数*1×4.5%) *2×10.72 介護職員処遇改善加算(III) (介護報酬総単位数*1×4.5%) *2×10.72 介護職員等特定処遇改善加算(III) (介護報酬総単位数*1×4.5%) *2×10.72 介護職員等特定処遇改善加算(III) (介護報酬総単位数*1、4.5%) *2×10.72 介護職員等特定処遇改善加算(III) (介護報酬総単位数*1、4.5%) *2×10.72 介護職員等特定処遇改善加算(III) (介護報酬総単位数*1、4.5%) *2×10.72 介護職員等特定処遇改善加算(III) (介護報酬総単位数*1、6月該職員必遇改善加算を除く)×3.

介護職員等ベースアップ等支援加算(1月につき)

✓ 介護職員等ベースアップ等支援加算

(介護報酬総単位数^{※1}(介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を除く)×2.3%)^{※2}×10.72

- ※1 介護報酬総単位数=基本サービス費+各種加算減算
- ※2 1 単位未満の端数四捨五入※3 介護職員処遇改善加算の利用者負担額は、上記額-(上記額×負担割合(1円未満切り捨て))
- ※4 負担割合は1割負担の場合:0.9、2割負担の場合:0.8、3割負担の場合:0.7
- ※5 3ユニットの場合であって、3ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策(マニュアル の策定、訓練の実施)をとっていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和する場合は<u>50単位を減算</u>。

【利用者負担算出方法】

地域単価×単位数=○○円(1円未満切り捨て)

○○円- (○○円×負担割合※4 (1円未満切り捨て)) = △△円 (利用者負担額)

※実際の利用者負担額の算出は、1か月のサービス合計単位数により計算します。

2 その他の費用

	項 目	金額	説明
1	食材料費	31,500円	1日1,050円 ※30日分
2	理美容代	実費	
3	おむつ代	実費	
4	教養娯楽費	実費	
5	家賃	50,000円	1月につき
6	光熱水費	20,000円	1月につき
7	管理費	9,500円	1月につき
8	敷金	269,000円~273,000円	退居時リフォーム代。残金は退所時にお返しいたします。